

議事日程(第4号)

平成29年3月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 2 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第17号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第18号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 8 議案第19号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 9 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第10 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第13 議案第24号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出につい
て
- 日程第14 議案第25号 平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 2 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 17 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第 18 号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 8 議案第 19 号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 20 号 平成 29 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 10 議案第 21 号 平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 11 議案第 22 号 平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 12 議案第 23 号 平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 13 議案第 24 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出につい
て
- 日程第 14 議案第 25 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事 (会計管理者)	今 泉 俊 裕
総 務 課 長	満 行 誠	まちづくり課長	櫻 木 幹 夫
都市整備課長	安 河 内 久 人	地域振興課長	安 河 内 隆
上下水道課長	石 井 浩 二	健康福祉課長	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	税 務 課 長	甲 能 裕 和
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	社会教育課長	川 津 政 文
総 務 課 参 事	平 山 幸 治	総務課課長補佐	諸 石 豊
監 査 委 員	欠 席		

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、百田監査委員より欠席の届け出が出ておりますので、御報告します。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書27ページをお開きください。

提案理由として、図書館法第14条第1項に規定にする図書館協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたことによるものです。

次のページをお開きください。

第1条は設置について、第2条は所掌事務、館長の諮問に応ずる、館長に意見を述べるということは、図書館運営、またサービスを充実させることで図書館の振興発展につなげるためのものです。

第3条は、委員の定数を6人以内と定め、教育委員会が任命するものです。

第4条は、委員の任期を2年とするものです。

第5条以下は、協議会の組織運営についての規定で、ごらんとおりでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

既に人選は進んでいるのかという質疑に対して、候補としての案があるのみで、具体的には進めていないという回答でした。年間何回ほどの会議を開催するのかとの質疑に、年間三、四回の会議を持ち、費用弁償も発生するとの回答、町民の利用を推進するためのものかとの質疑に、そのとおりとの回答があり、さまざまな事業を展開する図書館運営に、第三者の視点、町民の適正

な意見をいただいていくと。そして、なぜ今の時期になって協議会を設置するのかとの質疑に、糟屋郡各町で設置していないのは須恵町のみであり、足並みをそろえる意味もあるとの回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書29ページでございます。

固定資産評価審査委員会委員を功労表彰の対象とするため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

31ページの新旧対照表をお願いします。

第5条関係の別表1におきまして、改正前の体育指導委員会会長を削除し、新たに固定資産評価審査委員会委員を掲げるものです。なお、体育指導委員会会長は、名称がスポーツ推進委員会会長に改められ、この別表に既に掲げております。

30ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書32ページでございます。

級別標準職務表の4級及び5級に定める職務の見直しに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

保育所、幼稚園の職務につきまして、所長、園長、それぞれの補佐を4級の職務に分類修正し、一般職員との給与面の均等を保つものでございます。

34ページの新旧対照表をお願いします。

改正前、5級の保育所長補佐及び幼稚園長補佐を改正後、4級に分類するものです。

質疑といたしまして、給与面の対応についての質疑に、回答は役職は補佐であるが、一般職の係長と同じ分類にすることから、所長、補佐及び園長補佐には管理職手当を付けるよう、規則で定める予定とのことです。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書35ページでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

議案書43ページの新旧対照表をお願いいたします。

須恵町税条例等の一部を改正する条例、第1条関係について、第36条の2町民税の申告については、仮認定、特定、非営利活動法人を特例認定、特定非営利活動法人に名称を変更するものです。

44ページ。附則の第7条の3の2、個人の住民税の住宅借入金等、特別税額控除については、個人住宅ローン控除制度の適用期限が2年間延長されることによる変更、第16条の軽自動車税の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）税が平成29年度、1年間延長されることによるものです。

46ページをお願いします。

第2条関係については、消費税が8%から10%に引き上げられる時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日に、2年半延長されることによる法律改正に伴うものです。

18条の3では、納税証明事項について、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更するものです。

第19条では、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について、第81条の6第1項の環境性能割の申告納付の規定を追加するものです。

47ページ、第34条の4、法人税割の税率については、法人税割の標準課税率の引き下げに伴い、12.1%から8.4%に引き下げられるものです。

第80条、軽自動車税の納税義務者等については、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の規定の整備によるものです。

それから、第80条の2が削除されております。

48ページ、第81条、軽自動車税のみならず課税は、法規定の新設に合わせて、軽自動車税のみならず課税について規定するもの。

下から2行目の第81条の2から50ページの第81条の8までは、新設でございます。

第81条の2では、日本赤十字社の所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定するもの。

第81条の3から第81条の8までは、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、不申告等に関する過料、減免について規定するものでございます。

50ページの中ほどの第82条から52ページの第89条までは、種別割の税率、付加規律及び納期、徴収の方法、種別割に関する申告書または報告、不申告に関する過料、減免などを規定するものでございます。

第90条、第91条については、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものです。

55ページの附則ですが、第15条の2から第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の法規定に伴い新設するものです。賦課徴収率の特例、減免の特例、申告書の特例、徴収取扱費の交付税率の特例について、規定するものです。

56ページ、第16条、軽自動車税の種別割税率の特例についても現行性能割の導入に伴う種別割への名称変更です。

58ページ、第3条関係については、附則第6条、軽自動車税に関する経過措置について、平成26年須恵町税条例第5号の改正規定において、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の整理をするものです。

42ページに戻っていただきまして、附則として第1条で施行期日を、第2条から第4条で経過措置をうたっております。

第1条、この条例は平成29年4月1日から施行するものとなっております、第1号の第1条中、須恵町税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定については、公布の日から、第2号の第2条及び第3条の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定については、平成31年10月1日から施行することになっております。

第2条で、町民税に関する経過措置第3条と第4条で、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 41ページをちょっと見ていただきますと、第82条第2号ア（イ）と。これからずっとウまであるわけですが、これは値上げを有することでありましょうか。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 41ページの細かいことについては、委員会のほうで話が

できてませんので、担当課長にお願いいたします。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 環境性能割ということで、年数がたった分、13年ですか、年数がたった分に関して、この部分の税額変わるということになってきます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） そうしますと、これは実質の値上げと条例改正ということではございませんか。値上げではないということですか。14年、長く乗った車に対して税金を掛けるというのはわかりませんが、今現在乗っている車に対しての値上げということではありませんか。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 一応、これ県税とからんでますので、県税のほうで取得税とかそういう税金がなくなったから、町のほうに入ってくるような額になってくるかと思えます。

○議長（三角 良人） 最後になります。

○議員（1番 児玉 求） 具体的にどういうことでございます。だから、値上げになるのかならんのかだけをお聞きしたいんです。

○議長（三角 良人） 甲能課長。

○税務課長（甲能 裕和） 実際のところは値上げには、県に入っていた分が町に入ってくるようになる、県のほうには買ったときに入っていた分が、これが種別割として町のほうに入ってくるかと思えます。実際のところ値上げかどうかというのは、環境性能割とかそういったことが関係してきますので、結果的には値上げにはなるかと思えます。

○議長（三角 良人） 後ほどきちんと調べてから返答して、いいですか。

ほかに。——これで質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 私は、この環境税、いわゆるエコカーということの減税に関してはいいと思っておりますが、これが値上げに、自分の値上げにおける自動車税の値上げ、また農家のトラクターです。これも値上げなるものであれば、特に軽自動車の場合は町民の足でもありますし、農家の方のトラクターの値上げ、これは生活の基盤となるもので、非常に景気が悪くなっている現在、賃金も上がってない現在については、するべきではないということで反対討論いたします。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書60ページをお開きください。

提案理由として、須恵町立スポーツ公園の位置表示を整理するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたものです。

62ページ、新旧対照表をごらんください。

表題を改正前「社会教育施設」から、改正後「社会体育施設」に改正いたします。

改正前第1条のスポーツ公園、卓球場、弓道場の併記を改め、改正後第1条はスポーツ公園とします。これは、卓球場、弓道場が同一場所に設置されているため、この3つの施設をまとめてスポーツ公園と呼称します。

位置については、総合的な受付や管理を行っている卓球場の位置とします。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

質疑として、4月1日には間に合わないのかというものがありませんでしたが、関連する第17号議案、第18号議案の料金改定の周知期間と合わせて、この時期になったという回答でした。

文教厚生委員会全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書63ページをお開きください。

須恵町立スポーツ公園及び須恵町立旅石広場の使用料及び使用者区分の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

65、66ページ、新旧対照表をごらんください。

第9条関係です。社会体育施設使用料ですが、スポーツ公園における使用料が町内町外同額だったものを町内最優先に改めるための料金改正です。よって、町内使用者の金額は据え置かれ、町外使用者につき新料金を設定します。旅石広場においては、れいんぼ一幼稚園の催し物や町内クラブチーム地元の行事等を最優先させるために、町外使用者の設定を削除します。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

質疑として、町内外の使用者の比率についての問いに対しての回答です。改正前の使用料が安いことから、特にテニスコートですが、町外の使用者が一括で押さえにきていて、町内の使用者が使いにくい状況に陥っているとの話でした。改正後の料金は、近隣町の施設の料金と比べてどうかとの質疑に対しては、同水準との回答、周知についての質疑に対しては、ホームページ、広報紙、利用者会議、窓口等で行っていくとの回答。町民の利用料は上がらないのかとの質疑がありましたが、上がらないとの回答でした。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例

の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書67ページをお開きください。

提案理由として、須恵町文化会館の使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

69、70ページ、新旧対照表をごらんください。

別表1に記載のとおり、改正前の楽屋以下の各部屋の使用料金については、冷暖房設備の使用が限定されています。年間をとおして冷暖房を使用したいとの利用者の要望に応え、改正後は年間をとおしての冷暖房使用が可能な料金表に統一します。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行する。

これは値上げかとの質疑に対して、値上げには当たらない、年間をとおしてエアコンを使用するための改正との回答でした。エアコンの使用にかかわらず、使用料を据え置けないかとの質疑に、それでは料金の整合性が取れないとの回答でした。

反対討論として、改正しないほうが町民サービスにかなうというものがありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書 71 ページをお開きください。

提案理由として、須恵町カルチャーセンターの使用料の改定を行うため当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

73 ページ、新旧対照表をごらんください。

別表第 7 条関係です。これは、先ほどの議案第 18 号と考え方は同じです。ごらんのとおり、改正前の使用料金はエアコンを使用しない季節を想定した料金表でしたが、改正後は年間をとおりしてエアコンの使用を可能とする料金表に改めるものです。附則として、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものです。改定により、年間どのくらいの収入増になるかとの質疑があり、回答は文書にて約 25 万円の使用料収入増との試算が出ています。討論として、エアコン使用にかかわらず、使用料は据え置くべきと反対意見がありました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 19 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 19 号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 20 号

日程第 10. 議案第 21 号

日程第 11. 議案第 22 号

日程第 12. 議案第 23 号

日程第 13. 議案第 24 号

日程第 14. 議案第 25 号

○議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 20 号平成 29 年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第 10、議案第 21 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第 11、議案第 22 号平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第 12、議案第 23 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第 13、議案第 24 号平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第 14、議案第 25 号平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上 6 議案を一括議

題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○**予算審査特別委員長（今村 桂子）** 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算から議案第25号須恵町水道事業会計予算までの6議案についての審査の経過と結果の報告をいたします。

審査は3月9日、13日、14日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算について、予算書1ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億5,000万円と定める。2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は「第2表地方債」による。

第3条、債務負担行為は「第3表債務負担行為」による。

第4条の、一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

第5条、歳出予算の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかわる予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用ができる。

8ページ。第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億3,000万円、第3学童保育所施設整備事業債960万円、一般会計出資債110万円、旅石地区水路改良事業債1億1,250万円、道路改良事業債4,370万円です。緊急防災減災事業債350万円、城山防災会館（仮称）建設事業債4,730万円、以下、起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

9ページ、第3表債務負担行為です。

事項、オープンイノベーションセンター（仮称）内装ほかりース、期間平成29年度から平成34年度まで5,000万円を設定します。

一般会計歳入歳出予算総額83億5,000万円は、アザレア幼稚園建設などの終了により、対前年度費7億1,000万円の減額、7.8%の減となりました。

歳入では、1款町税27億8,902万6,000円で、歳入全体の33.4%、前年比5,098万2,000円、1.9%の増です。町税において、軽自動車税の700万円増額について、たばこ税の今後の見込みについての質疑がありました。

6款地方消費税交付金4億3,900万円は、歳入の5.3%、6,600万円の減、前年比13.1%減。

9款地方交付税19億円で、歳入の22.8%、1億9,400万円、9.3%の減。

13款国庫支出金8億6,952万8,000円は、歳入の10.4%、今年度臨時福祉給付金

がないため、3億366万3,000円、25.9%の減。

14款県支出金5億3,947万4,000円は、歳入の6.5%。国民健康保険基盤安定県負担金、障害者自立支援県負担金の増により、2,143万7,000円、4.1%の増。

16款寄附金1億円は、3,569万円の増、城山防災会館（仮称）建設に係る寄附金3,000万円を計上。

17款繰入金は繰り入れの6.1%で、財源収支の不足額5億1,000万円の財政町政基金からの繰り入れを予定しています。

19款諸収入1億1,668万6,000円は、1億627万7,000円の減で、今年度はプレミアム商品券の販売を商工会に委託するので、販売収入1億1,500万円が減額。

20款町債5億4,770万円は、歳入の6.6%、昨年度計上のアザレア幼児園建設起債がないため、7,420万円、11.9%の減。歳入の自主財源は、全体の46.8%で、依存財源は53.2%です。国庫支出金などの減により、自主財源が2.9ポイントアップしています。

歳出では、2款総務費8億6,999万8,000円は、歳出全体の10.4%で、昨年はプレミアム商品券の販売事業、参議院選挙費などの減により1億9,821万8,000円、18.6%の減です。

総務費において、電算管理費でのマイナンバー関係の金額について、新成人者啓発記念品について、ふるさと応援寄附記念品について、まちづくり推進事業の内容について、オープンインベーションセンター（仮称）内装ほかりース料の具体的な内容について、町有地維持管理委託料について、今後のコミュニティバスの運行経路の変更について、軽自動車税における納税証明のネット化について、航空写真撮影業務のドローン撮影化についての質疑がありました。

3款民生費3億1,828万8,000円は、歳出の39.7%で、アザレア幼児園建設分の減、国民健康保険繰出金の減、臨時福祉給付金が今年度は出ないため、4億6,974万2,000円、12.4%の減です。

民生費において、福岡県介護保険広域連合本部、負担金の増額理由について、地域活性化センター、福祉センター、管理運営費の修繕料の内容についての質疑がありました。

4款衛生費9億9,577万2,000円は、歳出の11.9%、3町清掃施設管理運営費では、負担金4億6,588万8,000円、約6,000万円の減で8.7%減、衛生費において福岡漁滓処理対策協議会負担金の増額理由についての質疑がありました。

6款農林水産業費3億2,305万4,000円は、歳出の3.9%、1項農業費で旅石地区水路改良工事1億5,000万円を計上しているため、92.3%の増。

7款商工費5,371万3,000円は、プレミアム付商品券発行事業補助金のため188.5%の増、商工費において地域振興イベント補助金についての質疑がありました。

8款土木費7億3,872万2,000円は、歳出の8.8%、社会資本整備総合交付金を充当しての道路改良工事の事業費の減額により、昨年比5.7%の減。2項2目道路新設改良費の工事請負費1億3,250万円は、道路改良、舗装改良工事8件分、4項都市計画費、須恵中央駅前公園（仮称）用地取得費4,950万円、5項下水道費公共下水道事業特別会計への繰出金2億9,748万円を計上。

土木費において、下須恵1号踏切道構造改良工事の内容、JRとの交渉について。須恵中央駅前公園（仮称）用地取得の平米数、平米単価、今後の計画、活用について、公園整備工事請負費についての質疑がありました。

9款消防費4億1,918万1,000円で、歳出の5%、粕屋南部消防組合負担金は2億8,300万円、城山防災会館（仮称）建設工事費8,500万円を計上。

10款教育費9億3,118万9,000円は、歳出の11.2%、須恵中の外壁改修、文化会館空調更新工事の終了により、13.5%の減です。2項小学校費で約1,000万円の増、3項中学校費で前年度の須恵中学校校舎外壁改修工事の減により約1,000万円の減、5項社会教育費で、文化会館空調更新工事終了で約4,000万円の減。

教育費において、須恵中学校、須恵東中学校管理費の消耗品費の金額差について、第3小学校から学童保育所まで通所経路、安全対策について、学童保育所の収容人数、増員への対応、今後の見通しについての質疑がありました。

12款公債費5億6,640万5,000円は、歳出の5.8%、平成28年度で償還終了が6本、新たに10本が償還開始となりました。償還終了した元金より償還返しとなる10本の元金が少ないため、5.6%の減です。今後、幼稚園建設などの償還が始まり、さらに小中学校の大規模改造などの借り入れを行う予定で、現時点で5億5,000万円前後の元利償還が毎年続いていく見込みとなっています。

当初予算計上の財政調整基金からの取り崩しは5億1,000万円です。討論において、マイナンバー関連の予算が入っている。幼稚園教諭、保育士を正規採用することによる人員確保を望むとの理由により、議案20号に反対しますとの反対討論がありました。

続いて、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の1ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,600万円とするものです。前年度費4,300万円の増額で1.1%の増となっています。国民の被保険者数は380人ほど減少しておりますが、1人当たりの医療及び医療費総額は増加しているようです。2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,810万2,000円、前年度比較は3.6%の増で予

算の14.1%を占めます。

3款国庫支出金8億3,771万9,000円、4.8%の増で予算の22%。

4款療養給付費交付金9,910万1000円、0.6%の増、退職者医療制度が平成26年度をもって終了しているため、新規加入者はなく、この交付金は毎年減少していくこととなります。

5款前期高齢者交付金8億4,308万8,000円、2.1%の減で、予算の22.1%。

6款県支出金2億1,220万8,000円、22.7%の減、保険財政共同安定化事業の繰り出し超過の減少の影響で減額となったものです。

7款共同事業交付金9億2,344万9,000円、20.2%の増で、予算の24.2%。

8款繰入金3億6,080万7,000円、19.9%の減です。法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分について、保険税の改定、共同事業交付金の増により前年度より9,000万円少ない、1億1,000万円の計上となっています。

一般会計繰入金の減について、質疑がありました。

歳出では、1款総務費5,268万7,000円、25.9%の増で、人件費とレセプト点検の委託料が主なものですが、今年は30年度の国保改正改革に係るシステム委託料が増額の要因となっています。

2款保険給付費23億2,509万6,000円、0.4%の増で、予算の60.9%、1項療養諸費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し、1人当たりの額及び医療費総額は増加すると見込んでいます。

3款後期高齢者支援金等3億6,288万円。

6款介護納付金1億2,394万1,000円。

7款共同事業拠出金9億1,883万8,000円、3.9%の増で予算の24.1%。この7款と2款保険給付費で、歳出予算の85%を占めています。

8款保険事業費2,431万3,000円、3.4%の増となっています。

特定健康診査受診率向上のための取り組みについて質疑があり、各課との連携をとりながら、受診率向上に取り組んでいただきたいとの意見がありました。討論において、一般会計からの繰り入れの増額を望むため反対しますとの反対討論がありました。

次に、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の53ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,200万円と定める。前年度と比較しますと11%、3,100万円の増額となっています。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億2,730万円、対前年度比較14.1%の増額。

3款繰入金8,464万2,000円、対前年度比較3.5%の増額は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金が計上されています。

歳出では、1款総務費560万9,000円、職員1人分の人件費が主なもので対前年度比較23.7%の減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億492万2,000円、対前年度比較12%の増額。

3款諸支出金105万1,000円です。

討論において、一般会計からの繰入金の増額を望むため反対するとの反対討論、適正な予算構成であるので賛成するとの賛成討論がありました。

続いて、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の81ページです。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定める。

第2条地方債は第2表地方債による。

85ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円、多々良川流域関連公共下水道分2億1,490万円、資本費平準化債公共下水道分6,580万円、資本費平準化債流域下水道分2,330万円、特別措置分4,690万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金1,796万9,000円は供用開始面積の増により370万2,000円、25.9%の増。

2款使用料及び手数料で、下水道使用料2億4,586万3,000円は、前年度実績による増を見込んで1,192万2,000円、5.1%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金1億2,800万円は、国庫補助に係る工事の増により500万円4.1%の増。

5款繰入金で、一般会計繰入金2億9,748万7,000円は121万4,000円、0.4%の減。下水道施設整備基金繰入金3,307万1,000円は、149万円、4.7%の増です。平成25年度から平成28年度までの基金積み立てを当該年度の29年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円。前年度と同額です。

8款町債で下水道事業債3億8,160万円は、第2表地方債で管渠築造工事等の減により9,190万、19.4%の減です。

歳出では、1款総務費2億339万8,000円は、汚水処理の増に伴う維持管理負担金の増により1,096万5.7%の増。

2款下水道事業費4億4,137万2,000円は、実施設計業務委託料及び管渠築造工事請負

費並びに水道管等移設補償費の減により、9,210万3,000円、17.3%の減。

3款公債費4億6,155万6,000円は、償還元金の増により1,065万4,000円、2.4%の増です。

次に、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の115ページです。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,900万円と定める。

第2条地方債は、第2表地方債による。

119ページ、第2表地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,340万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料717万8,000円は、前年度実績により23万4,000円、3.2%の減。

3款繰入金で、一般会計繰入金4,841万2,000円は、233万4,000円、5.1%の増。

6款町債で、下水道事業債2,340万円は10万円、0.4%の減です。

歳出では、2款農業集落排水事業費1,459万9,000円は、施設修繕料及び2カ所の処理施設の植木剪定委託料の増により、84万1,000円、6.1%の増。

3款公債費6,301万6,000円は、償還元金の増により164万4,000円、2.7%の増です。

続いて、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の1ページです。

第1条水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、給水戸数1万367戸、前年比0.8%の増、年間総給水量267万1,353立方メートル、0.9%の増。年間有水量249万5,044立方メートル、0.9%の増。1日平均給水量7,318立方メートル0.9%の増。建設改良事業債3億1,558万9,000円、28.9%の増。排水施設改良事業の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,166万2,000円、前年比4.1%の増。主なものは第1項1目給水収益で水道使用料の増により2,441万4,000円の増。3目その他事業収益の手数料で給水申し込み加入金を月13戸と見込んでいます。

第2項営業外収益2,020万1,000円、2目長期前受金の収益化については、新会計基準に伴う減価償却の増加分に対応した帳簿上だけの利益になり、現金収入は伴いません。

支出は、第1款水道事業費5億5,514万4,000円、前年比4.5%の減、第1項営業費

用5億2,267万6,000円、1目原水及び浄水費2億7,337万1,000円、1,612万6,000円の増。主なものは委託料及び材料費で、第2浄水場の砂代の増です。5目減価償却費1億2,093万4,000円は、第6次拡張事業で整備を行った機械及び装置の減価償却が終了したことにより、3,846万5,000円の減です。第2項営業外費用3,136万8,000円、第3項特別損失10万円、第4項予備費100万円。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入2億4,155万円、前年比57.8%の増。主なものは第1項負担金3,500万円で、下水道工事に伴う負担金の減により500万円の減。第2項企業債1億5,220万円は、緊急時用連絡管及び配水管と改良工事に伴う企業債の増により7,740万円の増。第3項国庫補助金5,435万円も緊急時用連絡管及び配水管等改良事業に伴う国庫補助金の増により、1,694万6,000円の増です。

支出は、第1款資本的支出3億9,177万6,000円、21.5%の増です。主なものは第1項2目排水施設改良費3億1,010万円で、緊急時用連絡管及び配水管等改良工事の増により7,110万円の増です。第2項企業債償還分7,618万7,000円は、返済年の経過により145万1,000円の減。

第5条企業債、起債の目的、水道事業債、限度額1億5,220万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条議会の議決を得なければ流用することができない経費、職員給与費9,431万円、人事異動により0.9%の減、公債費10万円です。

第7条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、6議案を一括して審査した結果、議案第20号から22号までの3議案については賛成多数により可決としています。議案第23号から25号までの3議案については全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人）　　ここでお諮りします。

委員長の報告が終わりましたので、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人）　　御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号から議案第25号について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出について、反対討論をいたします。

28年度、アザレア幼児園、れいんぼー幼児園で、幼稚園教諭、保育士が両園で13名採用予定が5名しか採用されておられません。両園の臨時職員の賃金は1,180万円の予算が計上され、幼稚園教諭、保育士不足のため使われておられません。今年度も臨時職員として予算が計上され、広報すえで臨時職員の募集が行われておりますが、職員が集まらないのは、やはり待遇といいですか、経済的な保証がないというふうに私は思っています。

正規職員で採用し、年収270万円以上、また非正規でも時給1,500円にして早急に採用し、待機児童を減らすべきだと。1年たって、やはりアザレア幼児園も箱ものとしてはふえましたが、そこを活用する保育士の先生、また幼稚園教諭が足らんということは本末転倒でありますので、早急にやっぱり解決すると。それは正規をとということじゃなくても、非正規に対しましても、やはり待遇改善をするべきだと思います。それが1点。

それと旅石地区水路改良工事、この1億5,000万円についてなんですけど、国、県の補助が認めないというふうなことでありました。多額の予算1億5,000万円に対しての費用対効果はどうあるかと、そこにちょっと疑問があります。今後、国、県に対して議員、地方議員、県議会議員おられるでしょう、自民党の。そういう人をもとに執行部を初め、補助が得られてからでもというふうに私は思っております。

以上、2点の点から反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありませんか。田ノ上議員。賛成討論よ。

○議員（6番 田ノ上 真） もちろん賛成討論でございます。

私は、この20号の議案には賛成討論でさせていただきます。

適切な予算構成がされているということでございます。大規模な事業がなくなったということで、予算も減っていると。要は右肩上がりではないと、そういうわけありますので、職員ばかりふやして電算化やイノベーションを否定するような発想は時代に逆行していると思います。このような適切な予算を構成していくことが、須恵町の利益にかなうことと思いますので、私は今回の一般会計予算に賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第20号について

採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

特別委員会でも私はお話いたしました、一般会計からの繰り入れが必要だというふうに思っています。26年度7,700万円、27年度1,200万円、28年まだ決算されていませんので、今年の29年度の予算が1億1,000万円というふうにあります。もともと、今年の1月から値上げをなされているわけですが、繰り入れをしないことには、今後、30年から県に移行するわけですが、県が税率も決めるわけですが、やはり今後、繰り入れをしていかんことには成り立たんと、国保は。これは私が思っております。町長も執行部もおっしゃる4分の1理論です。たった2万7,000人だと。4分の1だから、25%のために金を使うのは不平等だという理論があります。しかし、これは考えてみれば、自分のところに小学校の生徒がおらなければ、小学校の医療費の助成のために町の予算を使うのはおかしいんじゃないかという理論になるんです。

だから、自分がその対象じゃなければ論外だという考え方はやっぱりおかしいわけです。もともとこれは農家、漁業、非正規の方とか、そういう方が加入しておられる保険ですよ。滞納で592人、そういうふうなところもあるわけなんです。ですから、基本的にはこれを検討して、国のほうに助成を求めていくというふうに、持っていくべきだと思っております。ですので、私は一般会計からの繰り入れは必須条件だと思っておりますので、この予算に関しては反対討論いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありませんか。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 賛成討論をいたします。

30年度から制度が県に移行いたします。県のほうでは、繰り入れをなくすようにということで今、制度も検討されております。

それと、現時点ではサラリーマンと社会保険に入られている方は二重に負担を強いられるという不公平感ということになりますので、繰り入れをなくす方向にお願いをしたいと思いますので、私はこの議案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） ほとんど同じなんですけど、私も賛成の立場での討論としたいと思います。

繰入金はなくす方向で進めているものでございますし、先ほど4分の1云々ということでありましたが、別にこれは町が切り捨てようとしているわけではない。現に繰入金、繰出金やっております、それで国保の財政を安定化させておるわけですから、必要な措置をきっちりやっておるわけでございます。

そういう意味で賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

これも同じように、国保と同じように繰り入れが必要というふうに私は思っております。国のほうが非常にこの高齢者に対して無慈悲といえますか、そういう政策をとってきております。これから、老人がどんどんふえるということに対して、医療予算を削ると、介護1、2をなくすというふうな形になってきているわけです。やはり、私としましては、その国、県の言われたとおりじゃなくて、各自治体、町でこういう今まで頑張ってきた高齢者の方に対して、やはり繰り入れをして少しでも負担をなくすと。そういうことをするのが、地方自治体の役目であるし、また県、国に対してもそういうことを、議員もです、地方議員もそういう風に意見書を出したりして、地方議会でもやっているんです。だからそういうことで、皆さん、年寄りにいろいろしようとかいうけど、実際問題として負担をなくすと、そういう方向にやっぱり考えていかんと、それは国が言われた政策、予算がないから上げていくと。

今の状態でも頻拍している高齢者に対して、本当に佐谷でも集会ありましたけど、長く生きてきたらいかんのかと、早く死ねというふうなお年寄りの意見もあるわけです。だから、本当にお年寄りを、町長なんかはお年寄りはやっぱり大変だと、年金も減らされるとか、いろいろいらっしゃるけど、実際、問題としてもうちょっと何とかできんかと、そういうふうに、自治体として

やっぱりやっていくと。そして、少しでも長生きしていただくというか。それでやっぱりお金の心配をさせんようなことをやっていかんと。国、県の言われたままではいかんです。

そういう意味から、私は反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論ありますか。世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） 今、1番議員の言われたことについて、基本的にはわからんでもないんですけども、やはりこの少子高齢化の時代に、4人1人が65歳にこれから伴って、これをどんどん一般会計で繰り入れますと、町の財政がパンクする。

以上のことで、賛成討論としたいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて討論を終結します。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末導入について、文教厚生委員会より町内社会教育施設の現地視察について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は、第3委員会室に、ご集合願います。

また、3月31日をもって退職される職員の御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后そのまま自席にてお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。平成29年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時32分閉会
